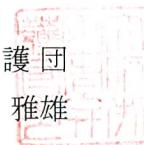


2014年11月26日

各 位

大阪労働者弁護団  
代表幹事 丹羽 雅雄



(連絡先) 〒530-0047 大阪市北区西天満4-5-8-501

電話06-6364-8620 FAX06-6364-8621

## 有期労働契約特別措置法制定に対する抗議声明

今春の通常国会に上程された「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」案（以下「特措法案」という。）は、昨年4月より施行されたばかりの、通算契約期間5年を超える有期契約労働者に対し、期間の定めなき正社員化への道を開く改正労働契約法18条1項に例外を設けるものであり、同条が定める有期雇用の5年ルールを空洞化していく第一歩となるものである。

当弁護団は本年3月に反対声明を発表し、各界からも特措法案の問題点を指摘する声が上がっており、通常国会においてははかろうじて衆議院を通過したものの継続審議となり、今秋の臨時国会に審議が持ち越された。しかし、本年10月29日の参議院本会議で可決され、国会法第83条の5に基づき再び衆議院に送付されたが、安倍総理が本年11月21日に衆議院解散を表明することが確実となったことにより、同月19日の本会議では審議されず、当然のことながら、解散に伴い特措法案は廃案になるものと予想された。したがって、総選挙後の次期通常国会に再上程されたとしても、当弁護団をはじめ関係各団体等がその問題点を国民に広く訴え、理解を深めた国会議員が国会において十分審議を尽くし、そのうえで採決に至ることができると期待していた。

しかるに、なんと11月21日午前開催の衆議院本会議において、解散詔書を読み上げる午後1時の直前、解散風に心もはやる国会議員らが何一つ審議を行うことなく、多数与党の賛成決議により特措法を成立させてしまったのである。まさに、開いた口がふさがらない適正手続無視かつ拙速な立法というほかはない。

当弁護団はこのような民意軽視の立法態度に心底より抗議するものであり、安倍内閣の強引な政治手法に断固抗議するものである。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 奥山 泰行

〒556-0016 大阪市浪速区元町1-5-7 ナンバプラザビル802

ナンバ合同法律事務所 TEL:06-6633-5777 FAX:06-6633-1417